

山梨県公報

第二千六百五十一号

平成二十八年

十一月十七日

木曜日

目次

告示

○市町村の境界変更に伴う郡の人口の告示……………八八五

○市町村の境界変更に伴う町の人口の告示……………八八五

○県営土地改良事業計画の変更(二件)……………八八五

○道路の区域変更……………八八六

○道路の供用開始(二件)……………八八六

○富士川上流地域森林計画の案の縦覧……………八八六

○富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………八八六

○山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………八八七

○公共測量の実施……………八八七

公告

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………八八七

○その他……………八八七

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………八九〇

告示

山梨県告示第三百五十七号

平成二十八年四月二十六日に西八代郡市川三郷町と南巨摩郡富士川町との境界を変更したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、西八代郡及び南巨摩郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後藤 齋

郡の名称

人口(人)

西八代郡

一五、六七六

南巨摩郡

三七、〇九五

山梨県告示第三百五十八号

平成二十八年四月二十六日に西八代郡市川三郷町と南巨摩郡富士川町との境界を変更したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第二号の規定に基づき、西八代郡市川三郷町及び南巨摩郡富士川町の人口を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後藤 齋

町の名称	人口(人)
市川三郷町	一五、六七六
富士川町	一五、二九一

山梨県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(地域ため池総合整備事業 蕪・原村地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後藤 齋

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 平成二十八年十一月十八日から同年十二月十六日まで
- 縦覧場所 北杜市役所
- 審査請求期間 平成二十八年十二月十七日から平成二十九年一月四日まで

山梨県告示第三百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業長坂地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができらる。
平成二十八年十一月十七日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧期間 平成二十八年十一月十八日から同年十二月十六日まで
 - 三 縦覧場所 北杜市役所
 - 四 審査請求期間 平成二十八年十二月十七日から平成二十九年一月四日まで

山梨県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市東字下河原官有無番地地先から 山梨市東字下河原七番二四地先まで	一一・〇 九八・二	一八・一 九四・五		一九三・二

山梨県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎昇仙峡線	韮崎市穂坂町宮久保字寺平日影 一七六五番一地从先から 韮崎市穂坂町宮久保字寺平日影 一七七六番一地从先まで	一二七・〇	平成二十八年十一月十七日

山梨県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	鶯宿上曾根線	笛吹市境川町寺尾字中原二六九 九番地先から 笛吹市境川町寺尾字中原二六九 六番一地从先まで	七二・〇	平成二十八年十一月二十一日

公 告

● 富士川上流地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川上流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、平成二十八年十一月十八日から同年十二月十二日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、

平成二十八年十一月十八日から同年十二月十二日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、平成二十八年十一月十八日から同年十二月十二日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中日本高速道路株式会社八王子支社大月保全・サービスセンターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百三十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第一中

二四七	甲府市下石田二丁目二番一号 先（市道高畑西条線と市道南西三五線との交差点）	水道局北	平九・三・一七 告示 第一九号
-----	--	------	-----------------------

二四七	甲府市下石田二丁目二番一号 先（市道同士の丁字路交差点）	上下水道局北	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	---------------------------------	--------	-----------------------

三八二	中巨摩郡昭和町河東中島一、五 八二番地一先（押原駐在所北側 丁字路交差点）	押原駐在所北	平成二四年二月二日 告示第一〇号
-----	---	--------	---------------------

三八二	中巨摩郡昭和町河東中島一、五 八二番地一先（押原小井川交番 北側丁字路交差点）	押原小井川交 番北	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	---	--------------	-----------------------

一七九	南アルプス市桃園三二八番地三 先（市道同士の十字路交差点）	巨摩共立病院 西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-----	----------------------------------	-------------	-----------------------

一七九	南アルプス市桃園三二八番地三 先（市道同士の十字路交差点）	巨摩共立病院 西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
一八〇	南アルプス市沢登九七七番地先 （市道同士の十字路交差点）	南アルプス市 消防本部前	平成二八年一月一七日 告示第一三五号

二二三	甲斐市下今井三、四九二番地一 先（国道二〇号と市道との十字 路交差点）	下今井東	平成二七年一〇月二三日 告示第一一八号
-----	---	------	------------------------

二二三	甲斐市下今井三、四九二番地一先(国道二〇号と市道との十字路交差点)	下今井東	平成二十七年一〇月二三日 告示第一一八号
二二四	甲斐市市上条一、二六三番地先(県道と市道との丁字路交差点)	敷島中学校正門前	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号

一六七	南都留郡富士河口湖町河口五四八番地先(国道一三七号と主要地方道河口湖精進線との十字路交差点)	新倉トンネル西	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
-----	--	---------	-------------------------

一六七	南都留郡富士河口湖町河口五四八番地先(国道一三七号と主要地方道河口湖精進線との十字路交差点)	新倉トンネル西	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
一六八	富士吉田市旭三丁目四番七号先(市道同士の十字路交差点)	旭三丁目	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
一六九	南都留郡富士河口湖町小立三、二九九番地先(県道と町道との十字路交差点)	小立	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号

二九	大月市初狩町中初狩二五九番地の一先(国道二〇号と県道大幡初狩線との丁字路交差点)	初狩小学校東	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	--	--------	----------------------

二九	大月市初狩町中初狩二五九番地一先(国道と県道との丁字路交差点)	初狩	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
----	---------------------------------	----	------------------------

四四	都留市田野倉一五二〇番地の一(国道一三九号線と市道大原一)	大原橋東	五四・一一・一七 告示第四八号
----	-------------------------------	------	--------------------

四四	都留市田野倉一、五二〇番地一先(国道と市道との丁字路交差点)	道の駅つる入口	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
----	--------------------------------	---------	------------------------

別表第四の五六九の項を次のように改める。

五六九	削除	北柱	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-----	----	----	------------------------

別表第四の六〇三の項の次に次のように加える。

六〇四	主要地方道甲府昇仙峡線	甲斐市竹日向町八三〇番地一先(県道同士の丁字路交差点に附帯する左折導流部)	車両 車両進行 南から北	甲府	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-----	-------------	---------------------------------------	--------------------	----	------------------------

別表第十の四、二四四の項を次のように改める。

四、二四四	国道五二号	南巨摩郡富士川町長澤一、〇一八番地先(長沢下交差点)	四	鰍沢	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-------	-------	----------------------------	---	----	------------------------

別表第十の四、五二二の項を次のように改める。

四、五二二	県道新田下吉田線	富士吉田市小見三、一四五番地先(県道と市道との十字路交差点)	四	富士吉田	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-------	----------	--------------------------------	---	------	------------------------

別表第十の五、四七二の項を次のように改める。

五、四七二	市道	富士吉田市旭三丁目四番七号先(市道同士の十字路交差点)	二	富士吉田	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-------	----	-----------------------------	---	------	------------------------

別表第十の五、五〇五の項の次に次のように加える。

五、五〇六	市道	甲州市勝沼町勝沼二、八三〇番一	一	日下	平成二十八年一月一七日 告示第一三五号
-------	----	-----------------	---	----	------------------------

五、五〇七	市道	都留市大原八八番地先	一	部	月一七日 告示第一三五号
			大月		平成二八年一 月一七日 告示第一三五号

別表第十五の二二二の項を次のように改める。

二二二	削除				甲府 平成二八 年一月 一七日 告示第一 三五号
-----	----	--	--	--	---

別表第十五の二五七の項を次のように改める。

二五七	主要地 方道甲 府昇仙 峡線	甲府市下帯那町三、 〇五四番地四先から 甲府市猪狩町一、三 三八番地先までの両 側	五、五〇〇	車両	終日	甲府 平成二八 年一月 一七日 告示第一 三五号
-----	-------------------------	---	-------	----	----	---

別表第十六の四、七九四の項を次のように改める。

四、七九四	削除			甲府	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号
-------	----	--	--	----	---------------------------

別表第十六の二一、四八一の項を次のように改める。

二一、四八一	削除		北杜		平成二八年一 月一七日 告示第一三五号
--------	----	--	----	--	---------------------------

別表第十六の二一、八五八の項の次に次のように加える。

一一、八五九	主要地 方道甲 府昇仙 峡線	甲府市竹日向町八三〇番地一先 (県道同士の丁字路交差点に附 帯する左折導流部・北進車両)		甲府	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号
一一、八六〇	主要地 方道甲 府昇仙	甲府市竹日向町八五〇番地先(県道同士の丁字路交差点・東進車両)		甲府	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号

一一、八六一	峡線	市道	斐崎市若宮一丁目一番一号先(市道同士の丁字路交差点・北進車両)	斐崎	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号
一一、八六二	市道	笛吹市八代町南二、五三五番地九先(スマートIC出入口と市道との交差点・東進車両)	笛吹	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六三	市道	笛吹市八代町南一、八三三番地二先(スマートIC出入口と市道との交差点・西進車両)	笛吹	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六四	市道	富士吉田市向原一丁目三、八一一番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六五	市道	富士吉田市小見見三、八一二番地一先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六六	市道	富士吉田市小見見三、一二八番地二先(県道と市道との十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六七	市道	都留市井倉三五八番地一先(国道と市道との丁字路交差点・西進車両)	大月	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六八	市道	都留市井倉三六〇番地一先(国道と市道との丁字路交差点・東進車両)	大月	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八六九	市道	都留市井倉四八〇番地一先(国道と市道との十字路交差点・西進車両)	大月	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八七〇	主要地 方道四 日市場 上野原 線	都留市井倉二六六番地二先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	大月	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	
一一、八七一	市道	都留市井倉五〇八番地先(県道と市道との丁字路交差点・西進車両)	大月	平成二八年一 月一七日 告示第一三五号	

別表第十九の七九の項を次のように改める。

七九 国道一 富士吉田市上吉田二、三〇八番地 富士吉田 平成二八年一月一

三八号	五先(富士見公園前交差点)から	七日
	南都留郡山中湖村山中九九一番地	告示第一三五号
	先(国道と村道との三差路交差点	
	(までの北側歩道(四、二〇〇メ	
	ートル)	

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いを次のとおり指示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流(再放流を除く。)をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出ししてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
- (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
- (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域(山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。)内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 平成二十八年十一月十七日から平成二十九年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト(卵を含む。以下同じ。)を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 平成二十八年十一月十七日から平成二十九年十一月十六日まで